

筑波大学附属病院陽子線施設整備運営事業

第2回 入札説明書等に関する質問回答書

令和2年12月4日

国立大学法人 筑波大学

連番	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目		
1	事業契約書	6	第19条	2		貴大学にご負担をいただく合理的な金融費用には、ブレークファンディングコストも含まれる理解にて宜しいでしょうか。	大学が合理的と認められる範囲で含まれます。
2	事業契約書	7	第21条	1		事業者より提出された設計図書にかかる貴大学の確認が完了された際には、貴大学より書面による確認通知をいただけますでしょうか。	事業契約書（案）7頁第21条第3項に記載のとおり、設計図書の修正を行う場合は大学の確認を受けることになります。 ご質問にある、大学より書面による確認通知の予定はありません。
3	事業契約書	9	第26条	1		貴大学にご負担をいただく合理的な金融費用には、ブレークファンディングコストも含まれる理解にて宜しいでしょうか。	(質問No.1参照)
4	事業契約	13	第38条	3		貴大学にご負担をいただく合理的な金融費用には、ブレークファンディングコストも含まれる理解にて宜しいでしょうか。	(質問No.1参照)
5	事業契約	13	第39条	3		S P Cがプロジェクトファイナンスにて資金調達する場合、貴大学より支払われる新陽子線棟の整備業務費、既存陽子線棟の改修業務費、陽子線治療装置等の調達業務にかかるサービス対価（施設整備費A、施設整備費B、及び調達業務費）が唯一の返済原資となります。施設・装置の引渡し以降、これらのサービス対価が減額となる可能性がございますと、金融機関からの資金調達が困難になりますし、万一サービス対価が減額された際には、SPCにおける資金不足が発生し、事業運営自体に多大な影響が生じますため、サービス対価減額の規定を削除いただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
6	事業契約	15	第42条	7		S P Cがプロジェクトファイナンスにて資金調達する場合、貴大学より支払われる新陽子線棟の整備業務費、既存陽子線棟の改修業務費、陽子線治療装置等の調達業務にかかるサービス対価（施設整備費A、施設整備費B、及び調達業務費）が唯一の返済原資となります。施設・装置の引渡し以降、これらのサービス対価が減額となる可能性がございますと、金融機関からの資金調達が困難になりますし、万一サービス対価が減額された際には、SPCにおける資金不足が発生し、事業運営自体に多大な影響が生じますため、サービス対価減額の規定を削除いただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。

連番	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目		
7	事業契約	26	第59条	3		貴大学における買取の対象となる出来形部分には、貴大学の確認を受けた設計図書も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	設計図書の出来形を買い取る場合にはご理解のとおりです。
8	事業契約	26	第59条	3		貴大学における買取の対象となる出来形部分には、当該出来形を形成する上で必要となった工事監理費及びSPC管理費も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	ご質問の費用（工事管理費及びSPC管理費）は含まれません。
9	事業契約	26	第59条	3		治療装置においては、発注から完成までその製造期間に相当の日数を要します。万一、据置までの間に事業契約が解除された場合においては、製造過程にあるした治療装置についても、貴大学における買取の対象となる出来形に含めていただけますでしょうか。	第59条第3項に記載されたとおり、出来形部分が存在する場合は、大学が検査のうえ、その全部又は一部を買い取ることができるものとします。
10	事業契約	27	第59条	4		事業契約第59条1項に基づき、新陽子線棟及び陽子線治療装置等の引渡し後かつ既存陽子線棟の明け渡し前において事業契約が解除された場合、事業契約第59条第4項に基づく違約金のみが発生し、事業契約第59条第7項の違約金は発生しない理解にて宜しかったでしょうか。	新陽子線棟及び陽子線治療装置等の引渡し後かつ既存陽子線棟の明渡前においては、第59条第4項の違約金及び同条第7項の違約金の両方が発生いたします。なお、第59条第7項の「第3項の規定にかかわらず、」は削除いたします。
11	事業契約	27	第59条	6		文頭の「第2項及び第3項の場合において」は、「第3項及び第4項の場合において」の誤植ではございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	事業契約	29	第60条	5		念のための確認ですが、貴大学の帰責による事業契約解除の場合、貴大学における出来形の買取の有無にかかわらず、当該事業契約解除時までに発生した事業者側の業務全体の管理調整業務費（施設・設備等の引渡し前においては出来形形成のために発生した費用）および増加費用をお支払いいただける理解でよろしかったでしょうか。	相当因果関係の範囲内の損害又は増加費用に該当する場合にはお支払いします。
13	事業契約書	35	第71条	1		(本事業契約締結と同時に必要な) 履行保証保険契約の保証金額とする新陽子線棟[仮称]に係る施設整備費及び陽子線治療装置等に係る施設整備費には、割賦手数料が含まれないことを確認させてください。	ご理解のとおりです。
14	事業契約書	35	第71条	3		(改修業務の着手日までに必要な) 履行保証保険契約の保証金額とする既存陽子線棟改修工事に係る施設整備費には、割賦手数料が含まれないことを確認させてください。	ご理解のとおりです。

連番	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目		
15	事業契約書	52	別紙4			建設期間及び改修期間中に事業者等が付保する建設工事保険の保険金額とする「施設整備費A」及び、「施設工事費B」は、それぞれ、「施設整備費Aから割賦手数料を除いた額」及び、「施設整備費Bから割賦手数料を除いた額」となることを確認させてください。	ご理解のとおりです。
16	事業契約書					<p>「施設整備費A」、「施設整備費B」及び「調達業務費」の3つのサービス対価は、対象資産の引渡し日から事業期間終了時までの概ね20年間に亘って、その全額が割賦で支払われことになっており、各サービス対価に係る消費税及び地方消費税も、割賦元本の支払いに応じて貴学から支払われることになっています。</p> <p>その一方で、S P Cでは当該3つのサービス対価の対象業務費に係る消費税及び地方消費税分を、貴学からの支払いを待たずに、各委託先の業務完了後に支払うことが必要であり、施設・装置の引渡し翌年度には、それらの引渡しに伴う消費税相当額の納付資金も必要となります。</p> <p>そのため、S P Cではそれらに必要な資金を、貴学からの対価支払期間と同じ20年間の返済として、金融機関から調達することになります。</p> <p>しかし、割賦手数料の基準金利は、それぞれの当初金利決定後10年後に改定される（10年後の割賦元本残高を対象に改めて割賦手数料が算定される）ことになっていますが、その対象は割賦元本のみに限定されているため、消費税及び地方消費税分の資金として調達した借入額の金利が、10年後に上昇した場合にはS P Cがその上昇分の金利を負担せざるを得ない条件になっています。</p> <p>そのため、現在の条件では、消費税及び地方消費税分の支出及び納税に充当するために外部調達する消費税分ローンの金利上昇に備えるリスク対応費（事業者側でコントロール不可の事象対応コスト）を確保せざるを得ないことから、入札価格の上昇につながる状態にあるだけでなく、金利変動リスクを排除できないことから金融機関等からの資金調達が困難となります。</p> <p>以上により、新陽子線棟の整備業務費、既存陽子線棟の改修業務費、陽子線治療装置等の調達業務に係るサービス対価全額（割賦元本）に係る消費税及び地方消費税分も、割賦手数料の対象として割賦原価に含まれるよう、ご修正をお願いします。</p>	消費税の割賦元本化を認めます。